

# 浦野家通信



〒550-0012  
大阪市西区立売堀1-9-10  
HOWAビル701号  
TEL 06-6536-7560  
浦野会計事務所  
第72号  
発行人：所員一同

料金別納  
郵便

朝夕日毎に涼しくなり  
秋の訪れを感じる毎日でございます。  
夏の疲れはこの時分に出やすいとのこと。  
体調には十分お気をつけください。

クラウド会計を検討してはいかがでしょうか？

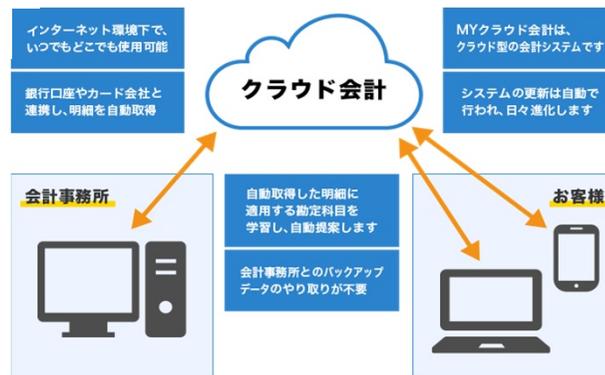
有名なところはfreeeやマネーフォワードがありますがクラウド会計ソフトにはいろいろな利点があります。

例えば ・利益状況がリアルタイムでいつでも見れる

- ・通帳、カードなどの同期が可能
- ・資料を送っていただく手間が省ける
- ・収支レポートを手軽に作成できる
- ・電子帳簿保存法に対応できる

など

少しでもご興味あればぜひ一度  
ご相談ください!



## 9月の予定

12日 (月)

- ・8月分源泉所得税  
住民税の特別徴収税額の納付

30日 (金)

- ・7月決算法人の確定申告と納税
- ・1月決算法人の中間申告と納税
- ・1月、4月、10月決算法人の消費税の3ヶ月ごとの中間申告と納税
- ・8月分社会保険料納付



『**展覧会 岡本太展**』では約300点が展示されていて、これらの作品を通じ岡本太郎の生涯をたどることができます。「**芸術は爆発だ!**」などの名言で知られた岡本太郎は、**絵画、建築、彫刻等幅広い領域で活躍しました。**50分の1サイズの『**太陽の塔**』や、代表作の1つ『**明日の神話**』、また20代前半にパリで岡本太郎が描いたとみられる3つの作品などが展示されています。**展覧会は大坂中之島美術館で10月2日まで開催中です。**



## 電子帳簿保存の改正について

以前にもお伝えしたかもしれませんが、令和6年1月1日より改正された電子帳簿保存が適用開始となります。電子帳簿保存法とは各税法で保存が義務付けられている帳簿・書類を電子データで保存するためのルール等を定めた法律です。この電子帳簿保存法は、次の3つの柱から構成されています。

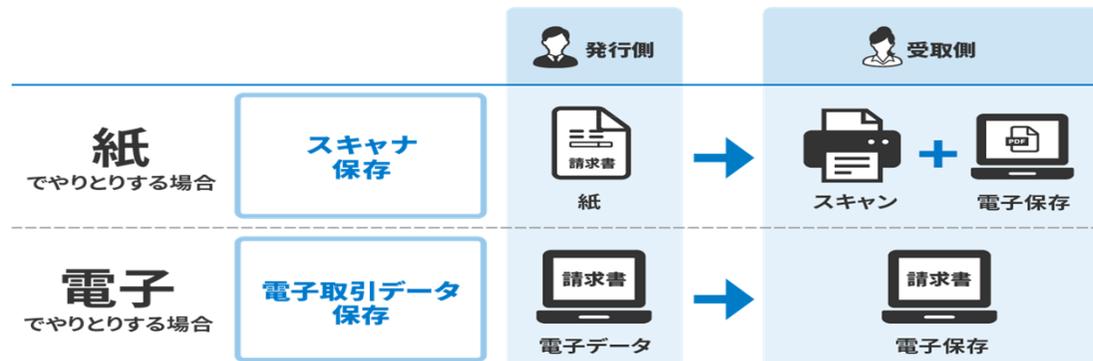
- ① 電子帳簿保存・・・「電子的に作成した帳簿・書類をデータのまま保存」することです。具体的にいうと、自分が会計ソフト等で作成した帳簿や決算関係書類などを「電子データのまま保存する」ことを指します。
- ② スキャナ保存・・・「紙で受領・作成した書類を画像データで保存」することです。具体的にいうと、相手から受け取った請求書や領収書などを、スキャニングして保存することです。
- ③ 電子取引・・・「電子的に授受した取引情報をデータで保存」することです。具体的には、領収書や請求書といったように、紙でやりとりしていた場合にはその紙を保存しなければならない内容をデータでやりとりした場合には「電子取引」に該当し、そのデータを保存しなければならないというものです。

「電子帳簿保存」と「スキャナ保存」については従来通り紙媒体での保存も可能なのですが、③の電子取引については電子保存が義務化されます。

電子取引の例としては以下のようなものとなります。

- ・電子メールにより請求書や領収書のデータ（PDFファイル等）を受領する取引
- ・インターネットのホームページからダウンロードした請求書や領収書のデータまたはホームページ上に表示される請求書や領収書等のスクリーンショットを利用
- ・クレジットカードの利用明細データ、交通系ICカードによる支払データ、スマートフォンアプリによる決済データを活用したクラウドサービスを利用など

①、②、③の電子保存については各項目ごとに保存に関する要件が定められています。要件につきまして、またご紹介していきたいと思っております。

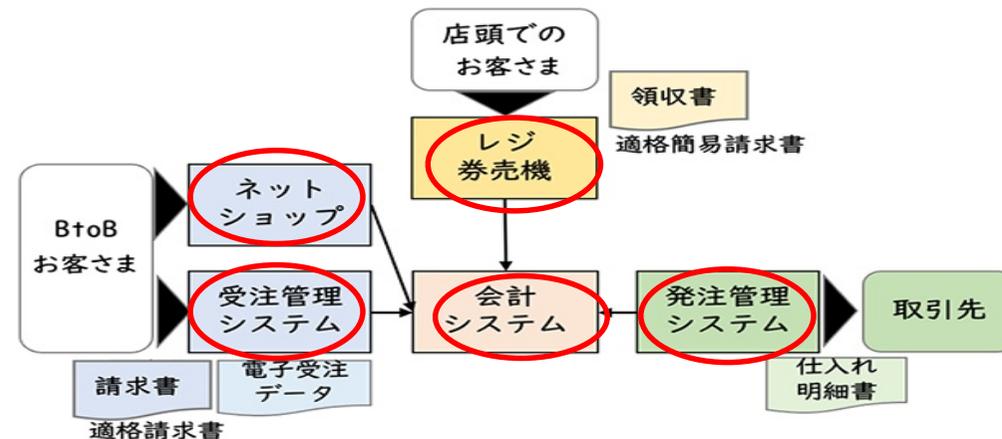


## インボイス対応の補助金制度について ～その①～

以前からお伝えしているインボイス制度に対応していくためにはシステムの対応が必要になると考えられます。変更の中心となるのはレジや会計システムではないでしょうか。それ以外にも受発注などお金に関するシステムは影響があるかと思えます。

そこで、変更にかかる費用などの補助金制度についてご案内します。

### 【インボイス導入で影響のする主なシステム】



### (1) 小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）

通称、「持続化補助金」は、販路開拓や生産性の向上について補助される制度でした。そして今回からは、インボイス発行事業者への転換のためのインボイス枠が用意される予定です。

小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓等に加え、賃上げや事業規模の拡大（成長・分配強化枠）や創業や後継ぎ候補者の新たな取組（新陳代謝枠）、インボイス発行事業者への転換（インボイス枠）といった環境変化に関する取組を支援します。

申請類型	補助上限額	補助率
通常枠	50万円	2/3（※成長・分配強化枠の一部の類型において、赤字事業者は3/4）
成長・分配強化枠	200万円	
新陳代謝枠	200万円	
インボイス枠	100万円	

※補助金は要件を満たした方が全て補助されるわけではありません。申請内容を審査し評価の高い順に採択者が決まります。また、事業期間中に支払った経費のうち、補助対象となっている特定の経費について事業終了後の確定検査を経て補助されます。

★次回はサービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）についてご案内いたします★